

第 7 期本巢市障がい福祉計画・

第 3 期本巢市障がい児福祉計画

令和 6（2024）年 3 月

本巢市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景.....	1
2 計画の性格	5
3 計画の期間	5
4 計画の策定方法.....	6
5 国の基本指針	7
6 障害者総合支援法のサービス体系.....	10
7 障がい児に対するサービス体系	11

第2章 本巢市の概況

1 障がいのある人の現状	12
2 アンケート調査からみえる現状	18

第3章 第6期計画の数値目標の実績

1 第6期障がい福祉計画	26
2 第2期障がい児福祉計画.....	30

第4章 第7期障がい福祉計画

I 目標指標.....	31
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	31
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	31
3 地域生活支援の充実	32
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	32
5 相談支援体制の充実・強化等	34
6 障害福祉サービス等の質の向上	35
II 障害福祉サービスの見込量と確保策	36
1 訪問系サービス.....	36
2 日中活動系サービス.....	39
3 居住系サービス.....	44
4 相談支援	47
III 地域生活支援事業の見込量と確保策	49
1 本市における地域生活支援事業	49
2 必須事業	50
3 任意事業	58

第5章 第3期障がい児福祉計画

I 目標指標.....	60
II 障害児福祉サービスの見込量と確保策	62
1 障害児通所支援.....	62
2 障害児相談支援.....	64
3 子ども・子育て支援.....	65
4 発達障がいのある児童等に対する支援.....	66

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制.....	67
2 計画の点検及び評価.....	67

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

① 障害者自立支援法の制定

平成15（2003）年度から、それまでの措置制度にかわり利用者自らがサービスを選択し事業者と直接契約する新しい利用制度（支援費制度）が導入されました。全国的には、新たなサービス利用者の増加や利用量の増加に見られるように、支援費制度は障がいのある人が地域生活を進める上での支援を大きく前進させたと評価されます。しかし一方では、財源の不足、支援費制度の対象となっていない精神障がいのある人に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応など、さまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障がいのある人が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障がい保健福祉施策の各種の抜本的な改革を行う「障害者自立支援法」が制定されました。この法律において、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村ならびに都道府県に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

② 障害者自立支援法の改正

障害者自立支援法については、憲法や障害者権利条約に違反するとして訴訟が起こされ、平成22（2010）年に法の廃止や新法の制定などを前提として和解が成立しました。

平成24（2012）年6月、障害者自立支援法の改正法が公布され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）と法律名も改められました。

③ 障害者総合支援法施行3年後（平成28（2016）年）の見直し

平成25（2013）年4月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。

平成27（2015）年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて平成28（2016）年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。これにより市町村及び都道府県に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

改正の主な内容は次のとおりです。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）
（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
- (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
- (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
- (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

④ 障害者総合支援法の令和4（2022）年の見直し

障害者総合支援法は、社会情勢の変化による障がいのある人や障がいのある児童、支援者のニーズの変化に適應できるよう、定期的に制度の見直しが行われます。

令和4（2022）年12月には、地域生活の支援体制の充実、福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上、データベースの整備などを主な内容として障害者総合支援法等の改正法が公布されました。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（概要）
（令和4年12月10日成立・同月16日公布）

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】
 - (1) 共同生活援助（グループホーム）の支援内容を法律上明確化
 - (2) 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務化
 - (3) 精神保健の相談支援を受けられる対象者の拡大と包括的支援の確保
2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
 - (1) 就労アセスメント手法を活用した「就労選択支援」の創設
 - (2) 短時間労働者に対する実雇用率算定
 - (3) 障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化
3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】
 - (1) 医療保護入院の見直し
 - (2) 「入院者訪問支援事業」の創設
 - (3) 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進
4. 難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
 - (1) 症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備
 - (2) 登録者証の発行等による難病患者等の療養生活支援の強化
5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】
DBについて第三者提供の仕組み等の規定を整備
6. その他
 - (1) 事業者指定に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設
 - (2) 居住地特例対象施設に介護保険施設を追加

施行期日：令和6年4月1日（2.(1)及び5.の一部は政令で定める日（未定）、3.(2)の一部、5.の一部及び6.(2)は令和5年4月1日、4.(1)及び(2)の一部は令和5年10月1日）

⑤ 基本指針の見直し

令和5（2023）年5月、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しが行われ、強度行動障害の人への支援体制の充実、一般就労への移行に関する成果目標の設定、地域づくりに向けた協議会の活性化、計画期間の柔軟化などが盛り込まれました。また、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8（2026）年度末の数値目標が設定されました。

(2) 本巢市における取組

本市においては、障害者自立支援法に基づき、平成18（2006）年度に障害福祉サービスの見込量及びその確保方策を定める「本巢市障がい福祉計画（計画期間：平成18（2006）年度～平成20（2008）年度）」を策定し、その後3年ごとに見直しを行ってきました。

平成29（2017）年度には、児童福祉法において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、「第5期本巢市障がい福祉計画・第1期本巢市障がい児福祉計画」（以下「第5期計画」といいます。）として一体的に策定しました。

令和2（2020）年度には、国の基本指針の見直し、第5期計画の実績等を踏まえて、「第6期本巢市障がい福祉計画・第2期本巢市障がい児福祉計画」（以下「第6期計画」といいます。）を、障害者基本法に基づく市町村障害者計画である「第4期本巢市障がい者計画」と一体化して策定しました。

令和4（2022）年度には、本巢市における福祉分野の上位計画にあたる「第4期本巢市地域福祉計画」が策定されました。

令和5（2023）年度には、新たな基本指針に基づき、第6期計画の実績等を踏まえて、「第7期本巢市障がい福祉計画・第3期本巢市障がい児福祉計画」（以下「第7期計画」といいます。）を策定することとします。

2 計画の性格

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 に定める市町村障害児福祉計画であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」といいます）に即して策定しました。

なお、本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定により策定した「本巣市障がい者福祉計画」のうち障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の分野に係る実施計画にあたります。また、策定にあたっては、上位計画である「第 4 期本巣市地域福祉計画」との整合を図りました。

(2) 計画の範囲

- ① この計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がい及び高次脳機能障がいのある人を含みます。以下同じ。）及び難病患者等です。
- ② この計画の対象地域は本巣市ですが、岐阜県が設定している障害保健福祉圏域（岐阜圏域）に属する市町（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、笠松町、岐南町、北方町）と連携しながら推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度の 3 年間です。

<計画の期間>

年 度	令 3 (2021)	令 4 (2022)	令 5 (2023)	令 6 (2024)	令 7 (2025)	令 8 (2026)	令 9 (2027)	令 10 (2028)	令 11 (2029)
本巣市 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画			第 6 期（第 2 期） 見直し	第 7 期（第 3 期） 見直し			第 8 期（第 4 期） 見直し		
<参考> 本巣市障がい者計画				第 5 期 見直し				第 6 期	

4 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

本計画の策定については、幅広い関係者の参画のため、社会福祉団体、民生委員児童委員、障がい者団体、医療、学校、就労等の各代表者等から構成される本巢市障がい者地域自立支援協議会において、協議を重ねました。

(2) ニーズ等の把握

本計画の策定にあたり、障がいのある人の意見を把握し反映させるため、障害者手帳を所持している人に対してアンケート調査を実施しました。

① 調査の目的

第7期本巢市障がい福祉計画及び第3期本巢市障がい児福祉計画の策定に向けて、市民の皆さまの福祉に関する意識や意向などを把握し、今後の福祉のあり方を考えるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査方法等

調査対象者	本巢市在住の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から300人
抽出方法	無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	令和5（2023）年11月2日（木）～11月17日（金）

③ 回収結果

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
300	150	150	50.0%

5 国の基本指針

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は国の基本指針に則して作成する必要があります。第7期計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、令和5（2023）年5月に告示されました。

(1) 成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- 令和4（2022）年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
- 施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。〔都道府県が設定〕
- 精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。〔都道府県が設定〕
- 入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。〔都道府県が設定〕

③ 地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- 令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする（就労移行支援事業：1.31倍以上、就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上）。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。【新規】

- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3（2021）年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）することを基本とする。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組とともに必要な協議会の体制を確保することを基本とする。【新規】

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(2) 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

- 訪問系サービスの利用者数・利用時間
- 日中活動系サービスの利用者数・利用時間
- 居住系サービスの利用者数

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数

③ 地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 発達障がい者等に対する支援

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

- 障害児通所支援サービスの利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターの設置【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

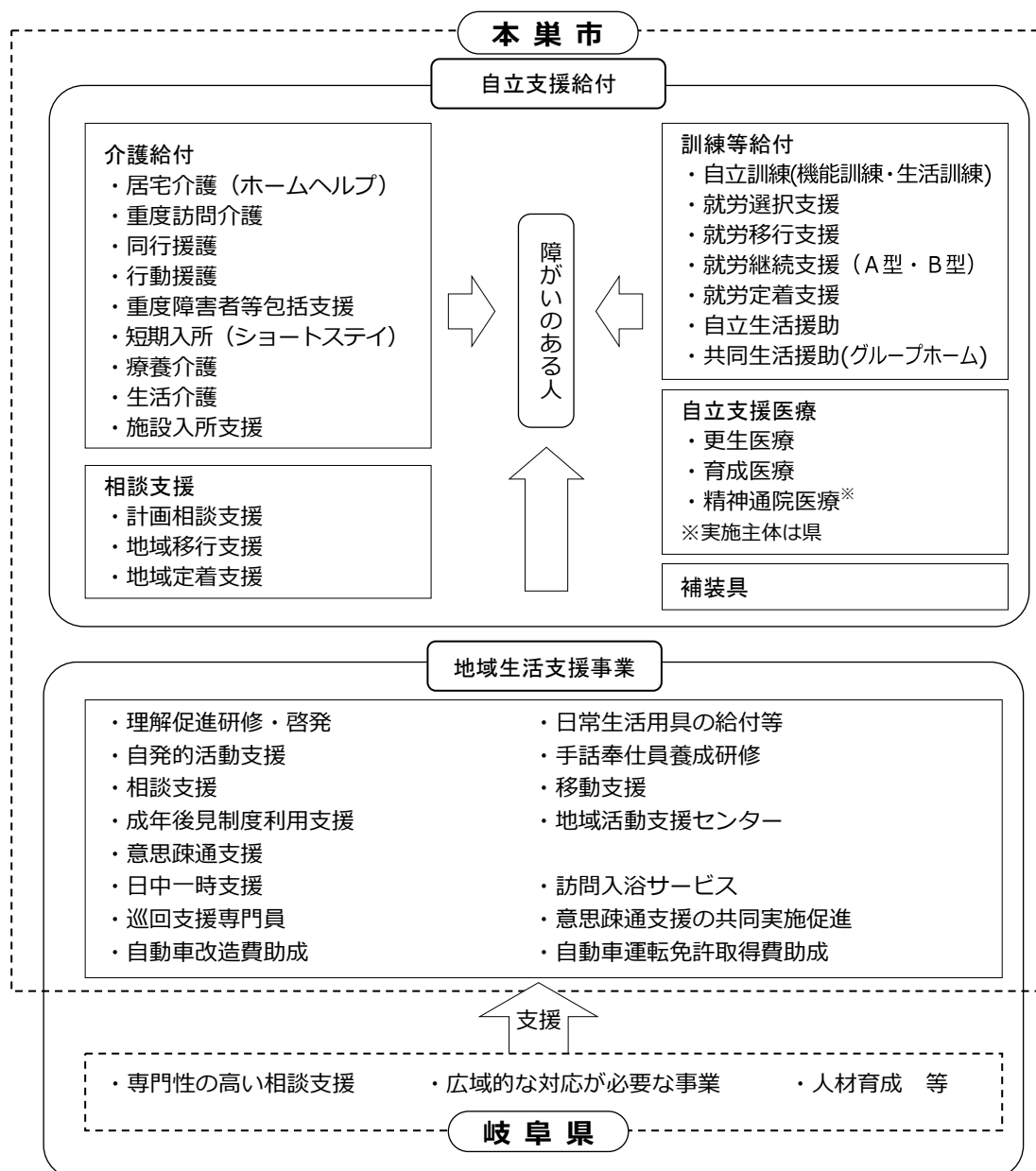
⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

6 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記サービスの総称です。

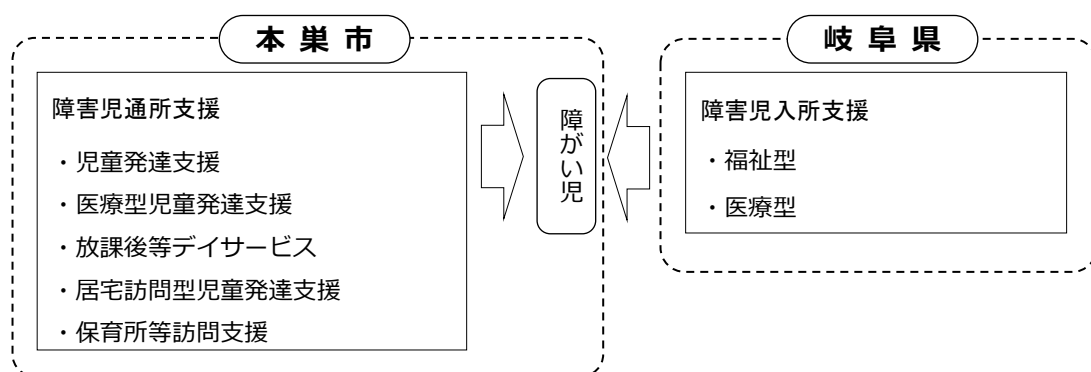
＜障害者総合支援法のサービス体系＞



7 障がい児に対するサービス体系

平成 23（2011）年 5 月に公布された整備法により児童福祉法等が改正され、平成 24（2012）年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18 歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。また、平成 28（2016）年の児童福祉法の改正により重度の障がい児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

＜児童福祉法に基づく障害児福祉サービス体系＞



第2章 本巢市の概況

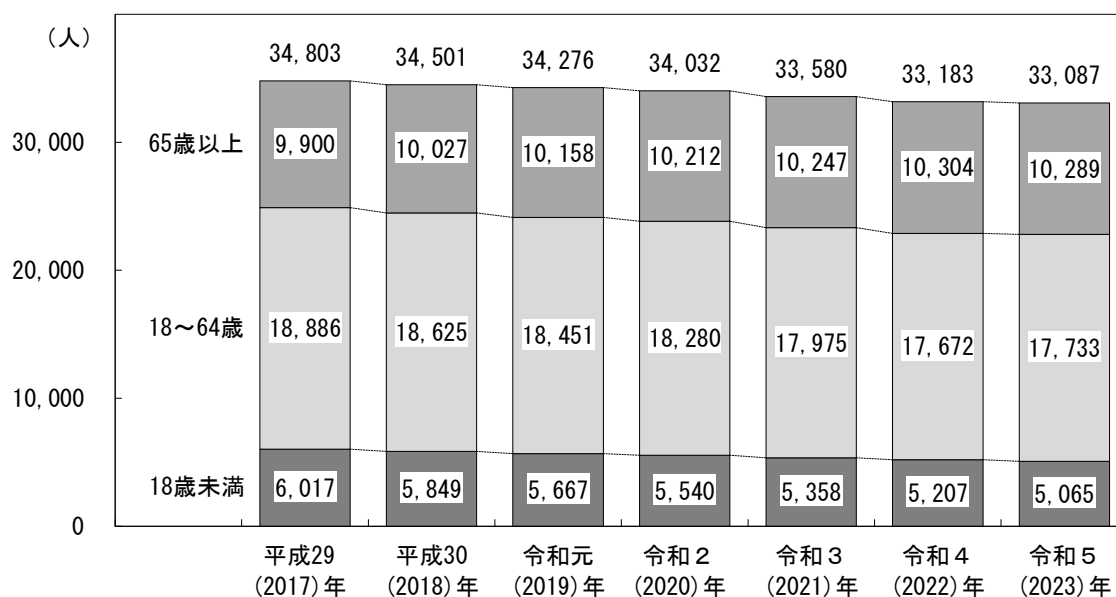
1 障がいのある人の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和5年3月31日現在、33,087人です。総人口の推移をみると、年々減少を続けています。年齢別にみると、18歳未満及び18～64歳は減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります（図表2-1）。

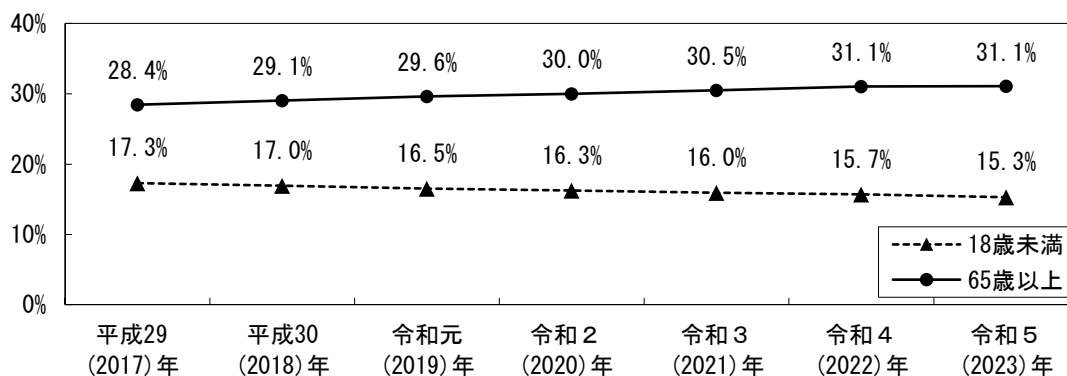
総人口に占める18歳未満と65歳以上の割合の推移をみると、18歳未満の割合は低下している一方、65歳以上の割合（高齢化率）は30%前後で推移しています（図表2-2）。

図表2-1 人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

図表2-2 18歳未満と65歳以上の人口に占める割合の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

(2) 障がいのある人の現状

① 手帳所持者の全体数

令和5（2023）年4月1日現在、障害者手帳を所持している人の総数は1,999人となっており、身体障害者手帳所持者が1,298人、療育手帳所持者が386人、精神障害者保健福祉手帳所持者が315人となっています。

年齢別にみると、身体障がいのある人は65歳以上が76.0%を占めています。知的障がいのある人は18～64歳が63.7%、精神障がいのある人は73.0%を占めています。

図表2-3 障がいのある人（障害者手帳所持者）の全体数

単位：人（%）

区 分	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	合 計
合 計	1,298(100.0)	386(100.0)	315(100.0)	1,999(100.0)
18歳未満	29(2.2)	103(26.7)	16(5.1)	148(7.4)
18～64歳	282(21.7)	246(63.7)	230(73.0)	758(37.9)
65歳以上	987(76.0)	37(9.6)	69(21.9)	1,093(54.7)

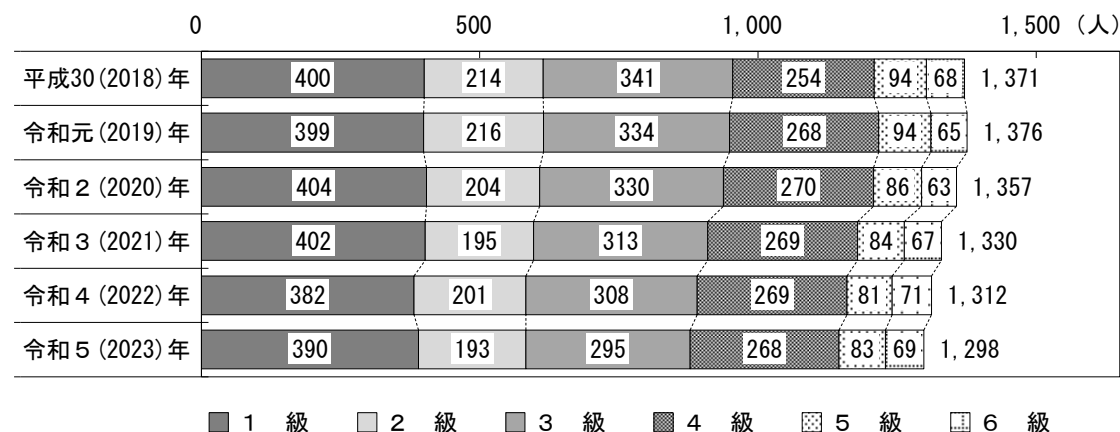
（注）令和5（2023）年4月1日現在

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の所持者数は、令和元（2019）年以降減少を続けており、令和5（2023）年4月1日現在、1,298人となっています。

等級別にみると、3級は減少傾向にあるものの、その他の等級はほぼ横ばいとなっています。

図表2-4 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



（注）各年4月1日現在

身体障がいの種類別に推移をみると、視覚障がい及び内部障がいがやや増加傾向にある一方、肢体不自由が減少しています。令和5（2023）年4月1日現在では肢体不自由が51.4%と最も高く、次いで内部障がいが34.2%となっています。等級別にみると、最重度の1級では内部障がいの割合が高くなっています。

図表2－5 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別・等級別）

単位：人（％）

区 分	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく機能 障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
平成30 (2018) 年	66 (4.8)	100 (7.3)	8 (0.6)	786 (57.3)	411 (30.0)	1,371 (100.0)
令和元 (2019) 年	73 (5.3)	97 (7.0)	10 (0.7)	774 (56.3)	422 (30.7)	1,376 (100.0)
令和2 (2020) 年	71 (5.2)	99 (7.3)	10 (0.7)	733 (54.0)	444 (32.7)	1,357 (100.0)
令和3 (2021) 年	73 (5.5)	100 (7.5)	10 (0.8)	702 (52.8)	445 (33.5)	1,330 (100.0)
令和4 (2022) 年	77 (5.9)	102 (7.8)	10 (0.8)	679 (51.8)	444 (33.8)	1,312 (100.0)
令和5 (2023) 年	77 (5.9)	98 (7.6)	12 (0.9)	667 (51.4)	444 (34.2)	1,298 (100.0)
1 級	25 (6.4)	5 (1.3)	0 (-)	128 (32.8)	232 (59.5)	390 (100.0)
2 級	30 (15.5)	29 (15.0)	1 (0.5)	126 (65.3)	7 (3.6)	193 (100.0)
3 級	8 (2.7)	17 (5.8)	8 (2.7)	165 (55.9)	97 (32.9)	295 (100.0)
4 級	6 (2.2)	22 (8.2)	3 (1.1)	129 (48.1)	108 (40.3)	268 (100.0)
5 級	7 (8.4)	0 (-)	0 (-)	76 (91.6)	0 (-)	83 (100.0)
6 級	1 (1.4)	25 (36.2)	0 (-)	43 (62.3)	0 (-)	69 (100.0)

（注）各年4月1日現在

年齢別・等級別にみると、いずれの等級も65歳以上が最も高いものの、2級及び5級は18～64歳が25%以上と比較的高くなっています。

図表2－6 身体障害者手帳所持者数（年齢別・等級別）

単位：人（％）

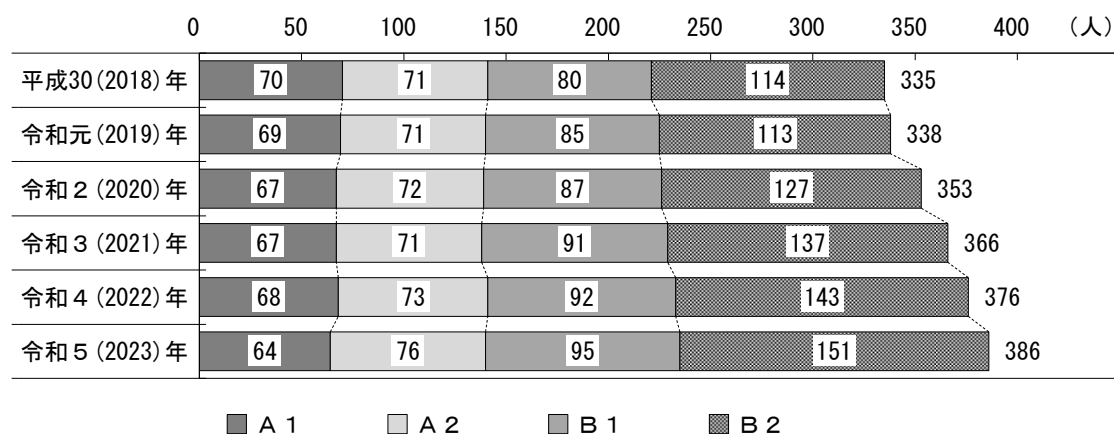
区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
合 計	29 (2.2)	282 (21.7)	987 (76.0)	1,298 (100.0)
1 級	11 (2.8)	89 (22.8)	290 (74.4)	390 (100.0)
2 級	7 (3.6)	53 (27.5)	133 (68.9)	193 (100.0)
3 級	5 (1.7)	51 (17.3)	239 (81.0)	295 (100.0)
4 級	3 (1.1)	52 (19.4)	213 (79.5)	268 (100.0)
5 級	2 (2.4)	22 (26.5)	59 (71.1)	83 (100.0)
6 級	1 (1.4)	15 (21.7)	53 (76.8)	69 (100.0)

（注）令和5（2023）年4月1日現在

③ 療育手帳所持者

療育手帳所持者数の推移をみると、年ごとに増加しており、令和5（2023）年現在 386 人となっています。障がいの程度別にみると、B 1、B 2 は増加傾向にあり、特に増加傾向が強い B 2 は令和5（2023）年には 39.1%を占めています。

図表 2－7 療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）

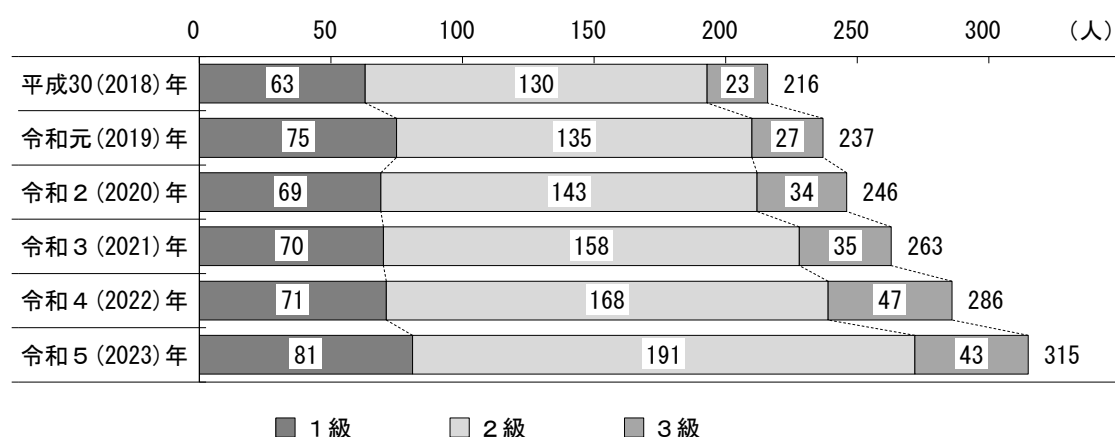


（注）各年4月1日現在

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、療育手帳所持者同様年ごとに増加しており、令和5（2023）年4月1日現在 315 人となっています。等級別にみると、いずれの等級も増加傾向にあり、特に2級は令和5（2023）年には 61.0%を占めています。

図表 2－8 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



（注）各年4月1日現在

年齢別・等級別にみると、最重度の1級は65歳以上が39.5%と比較的高くなっています。

図表2－9 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別・等級別）

単位：人（％）

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
合 計	16 (5.1)	230 (73.0)	69 (21.9)	313 (100.0)
1 級	7 (8.6)	42 (51.9)	32 (39.5)	81 (100.0)
2 級	4 (2.1)	154 (80.6)	33 (17.3)	191 (100.0)
3 級	5 (11.6)	34 (79.1)	4 (9.3)	43 (100.0)

（注）令和5（2023）年4月1日現在

⑤ 発達障がいのある人の現状

発達障がいとは、自閉症スペクトラム障がい（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢で発現するものをいいます。

文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4（2022）年12月公表）において、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされる児童生徒は、小学校・中学校で8.8%、高等学校で2.2%の割合で通常の学級に在籍している可能性があるという結果が報告されるなど、発達障がいのある人の割合は高いとされていますが、その人数は把握されていません。

⑥ 高次脳機能障がいのある人の現状

高次脳機能障がいとは、交通事故をはじめとする外傷や病気などさまざまな原因によって脳に損傷を受け生じた後遺症をいいます。高次脳機能障がいになると、日常生活や社会生活への適応が難しく社会復帰が困難になることも少なくありません。

高次脳機能障がいと診断された場合には、「器質性精神障がい」として精神障害者保健福祉手帳の交付対象となります。

(3) 障害支援区分認定の現状

令和5（2023）年4月1日現在、障害支援区分認定を受けている人は身体障がいのある人が62人、知的障がいのある人が126人、精神障がいのある人が21人となっています。

障がいの種類別にみると、身体障がいのある人及び知的障がいのある人は最重度の区分6、精神障がいのある人は区分3の割合が高くなっています。

図表2-10 障害支援区分認定結果表

単位：人（％）

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
身体障がい	0（－）	1（1.6）	11（17.7）	8（12.9）	14（22.6）	28（45.2）	62（100.0）
知的障がい	1（0.8）	5（4.0）	13（10.3）	34（27.0）	32（25.4）	41（32.5）	126（100.0）
精神障がい	0（－）	1（4.8）	10（47.6）	9（42.9）	1（4.8）	0（－）	21（100.0）

（注）令和5（2023）年4月1日現在

2 アンケート調査からみえる現状

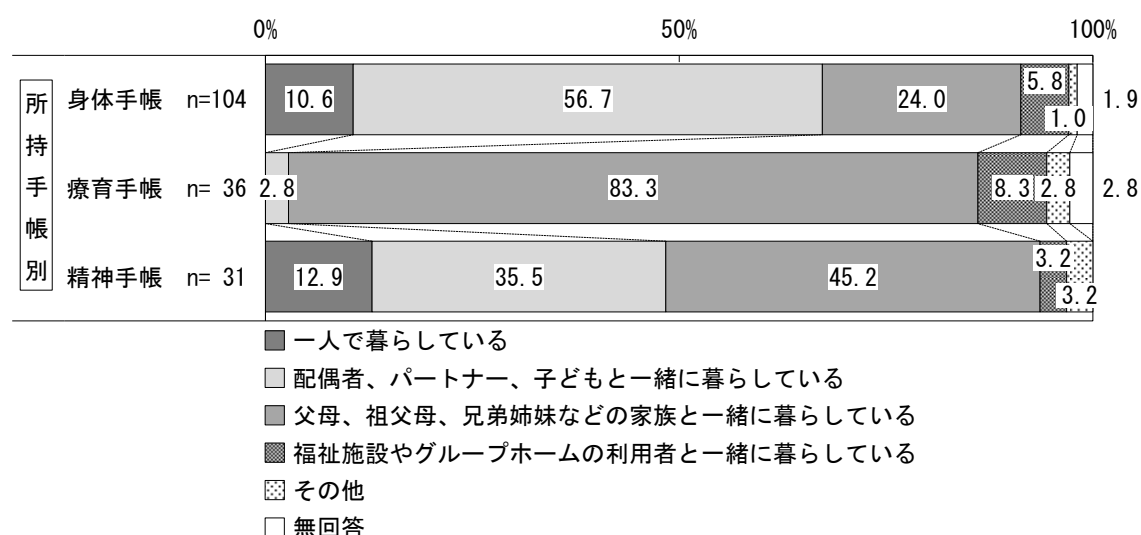
(1) 現在の暮らしと希望する暮らし

① 同居人

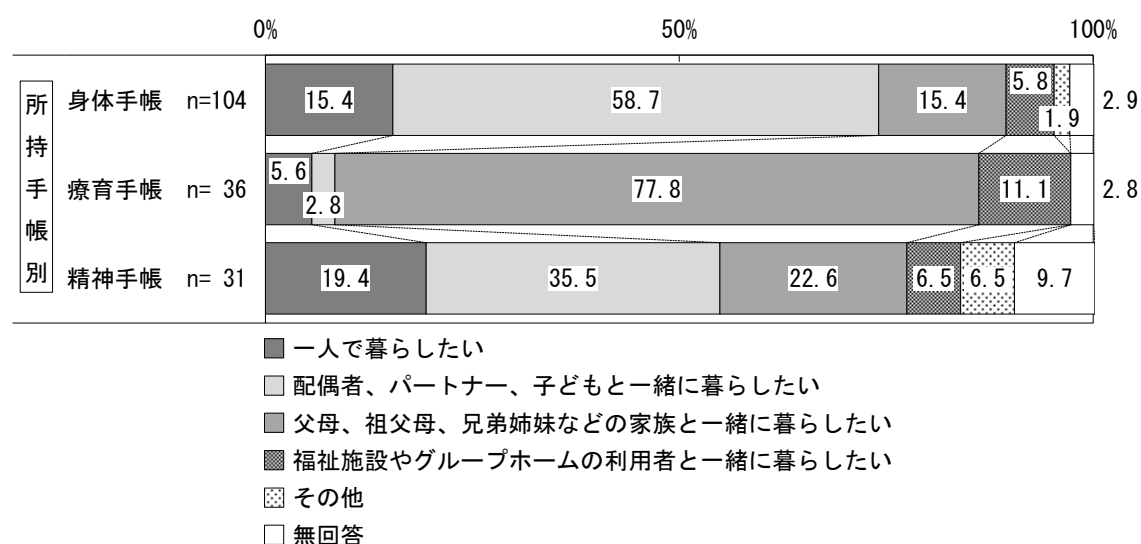
現在の同居人については、身体障害者手帳所持者は「配偶者、パートナー、子どもと一緒に暮らしている」が、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」が最も高く、特に療育手帳所持者は80%以上を占めています。(図表2-11)。

今後3年以内に希望する同居人は、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は「配偶者、パートナー、子どもと一緒に暮らしたい」が、療育手帳所持者は「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が最も高くなっています(図表2-12)。

図表2-11 現在の同居人



図表2-12 今後3年以内に希望する同居人

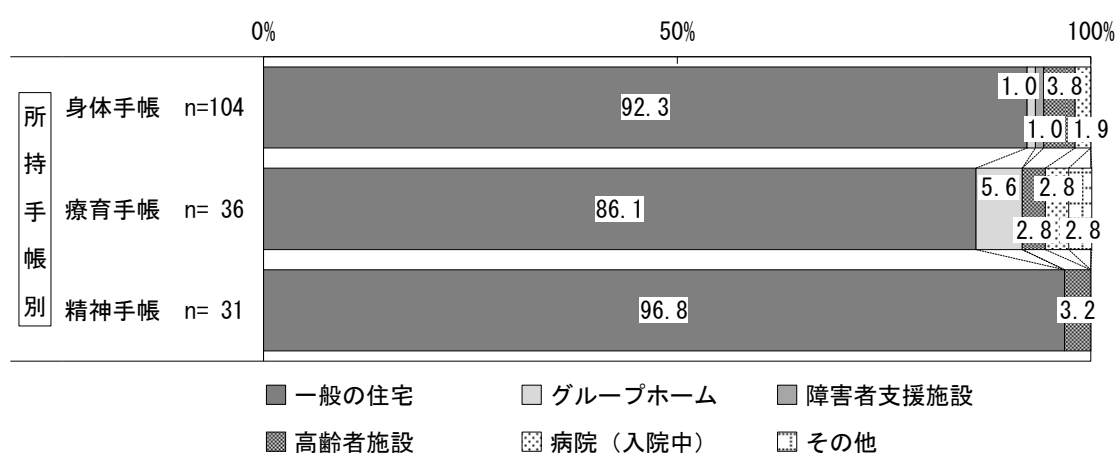


② 居住場所

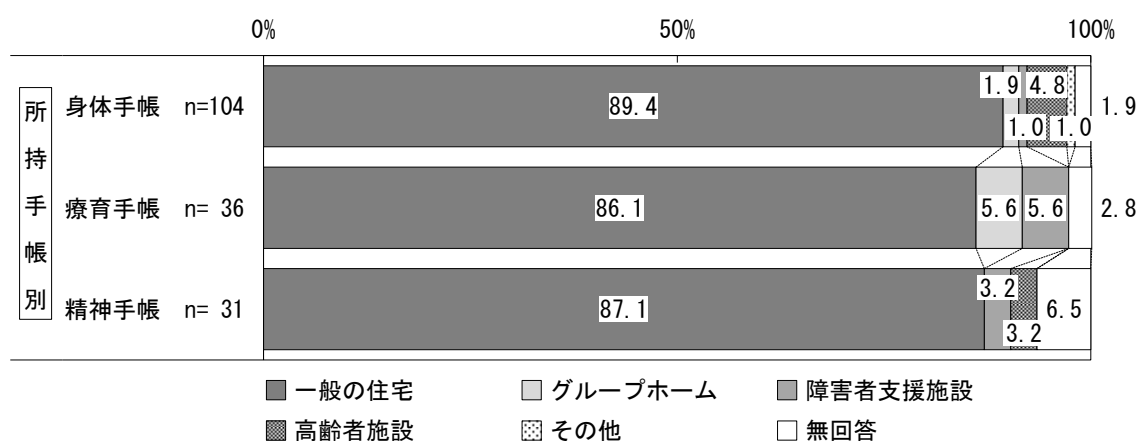
現在の居住場所は、いずれの手帳所持者も「一般の住宅」が80%以上を占めています。療育手帳所持者は、他の手帳所持者と比較して「グループホーム」がやや高くなっています（図表2-13）。

今後3年以内に希望する居住場所は、現在の居住場所と同様、いずれの手帳所持者も「一般の住宅」が80%以上を占めています。療育手帳所持者は、他の手帳所持者と比較して「グループホーム」及び「障害者支援施設」がやや高くなっています（図表2-14）。

図表2-13 現在の居住場所



図表2-14 今後3年以内に希望する居住場所

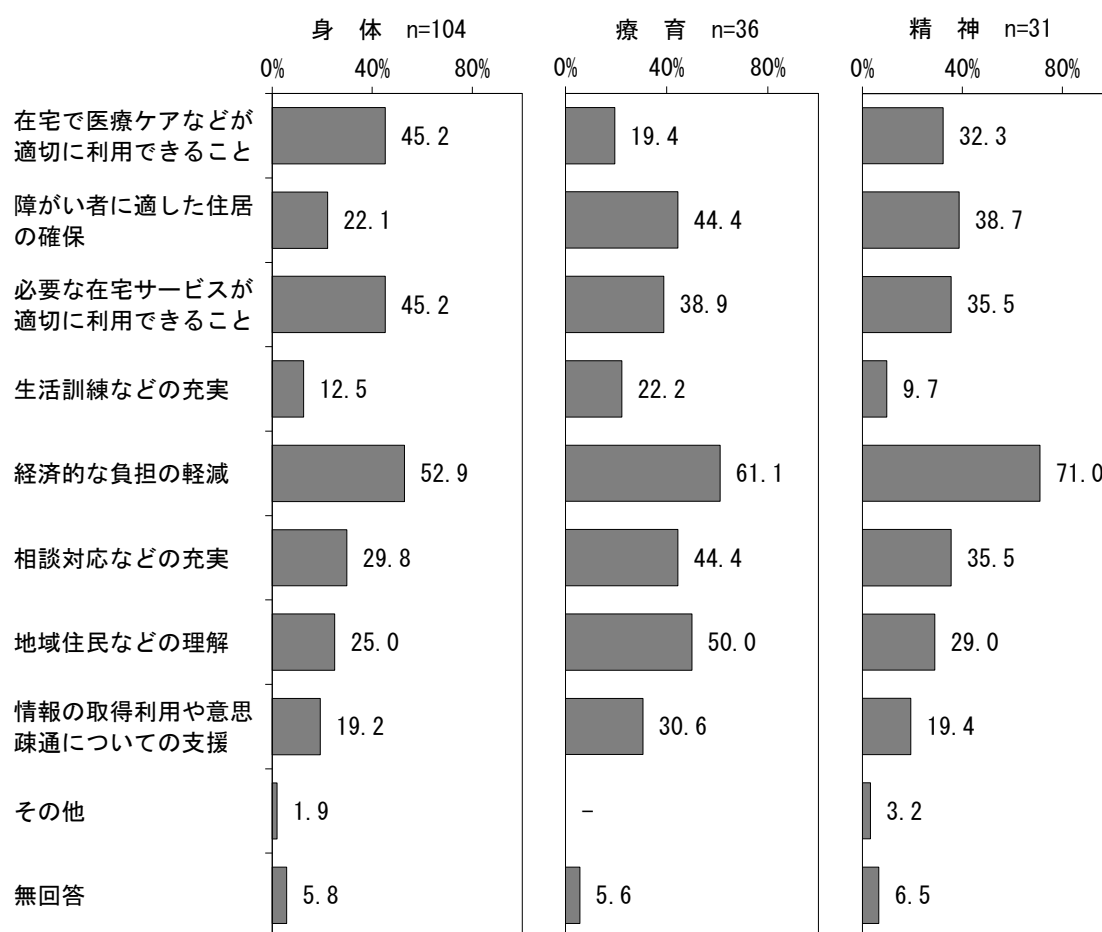


(2) 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するためにどのような支援があれば良いと思うかたずねたところ、いずれの手帳所持者も「経済的な負担の軽減」が最も高く、特に精神障害者保健福祉手帳所持者は70%を超えています。

身体障害者手帳所持者は「在宅で医療ケアなどが適切に利用できること」が、療育手帳所持者は「生活訓練などの充実」、「地域住民などの理解」及び「情報の取得利用や意思疎通についての支援」がそれぞれ他の手帳所持者と比較して高くなっています。

図表2-15 地域で生活するために必要な支援（複数回答）

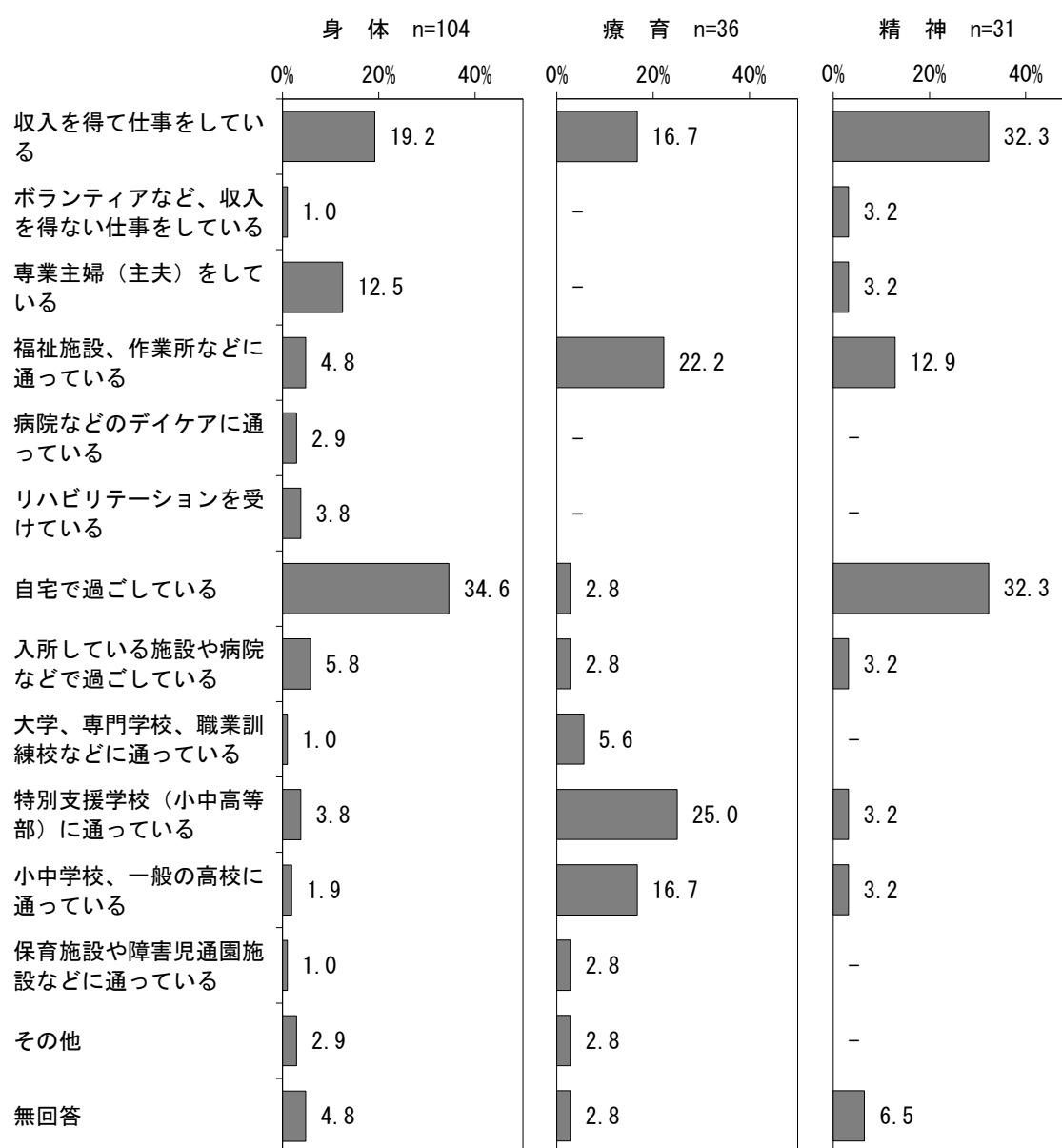


(3) 日中の主な過ごし方

平日の日中の主な過ごし方をたずねたところ、身体障害者手帳所持者は「自宅で過ごしている」が、療育手帳所持者は「特別支援学校（小中高等部）に通っている」が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「収入を得て仕事をしている」及び「自宅で過ごしている」が最も高くなっています。

身体障害者手帳所持者は「専業主婦（主夫）をしている」が、療育手帳所持者は「福祉施設、作業所などに通っている」及び「小中学校、一般の高校に通っている」がそれぞれ他の手帳所持者と比較して高くなっています。

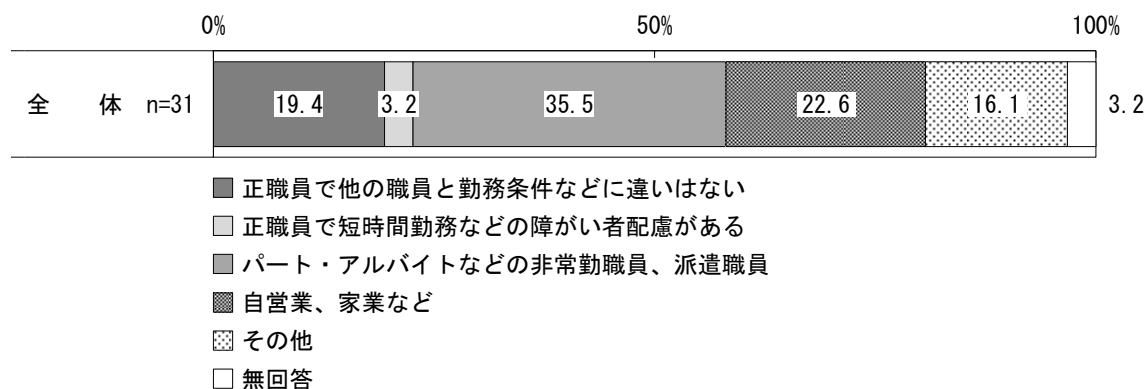
図表2-16 日中の主な過ごし方



(4) 勤務形態

日中の主な過ごし方として「収入を得て仕事をしている」と答えた人に、その勤務形態をたずねたところ、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が 35.5%と最も高く、次いで「自営業、家業など」が 22.6%、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が 19.4%などの順となっています。

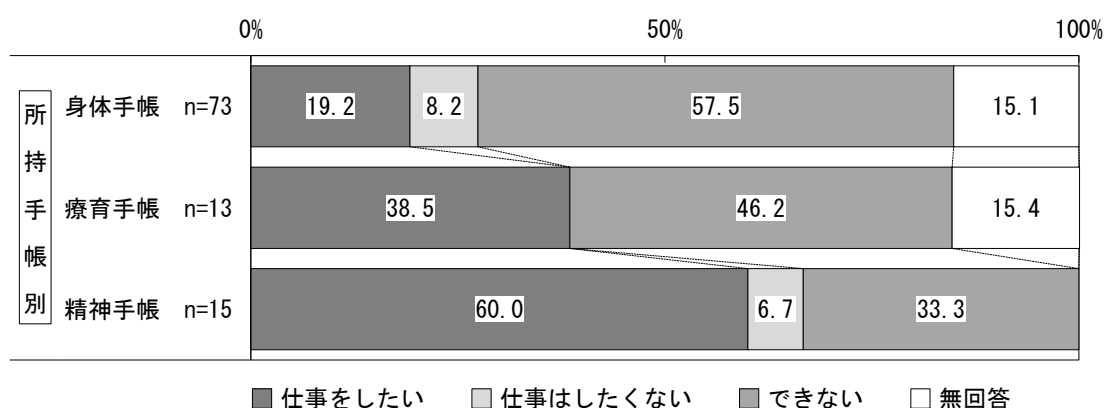
図表 2-17 勤務形態



(5) 今後、収入を得る仕事をしたいか

日中の主な過ごし方として「収入を得て仕事をしている」以外の回答をした 18 歳以上の人に、今後収入を得る仕事をしたいかたずねたところ、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者は「できない」が最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は「仕事をしたい」が 60.0%を占めています。

図表 2-18 今後、収入を得る仕事をしたいか

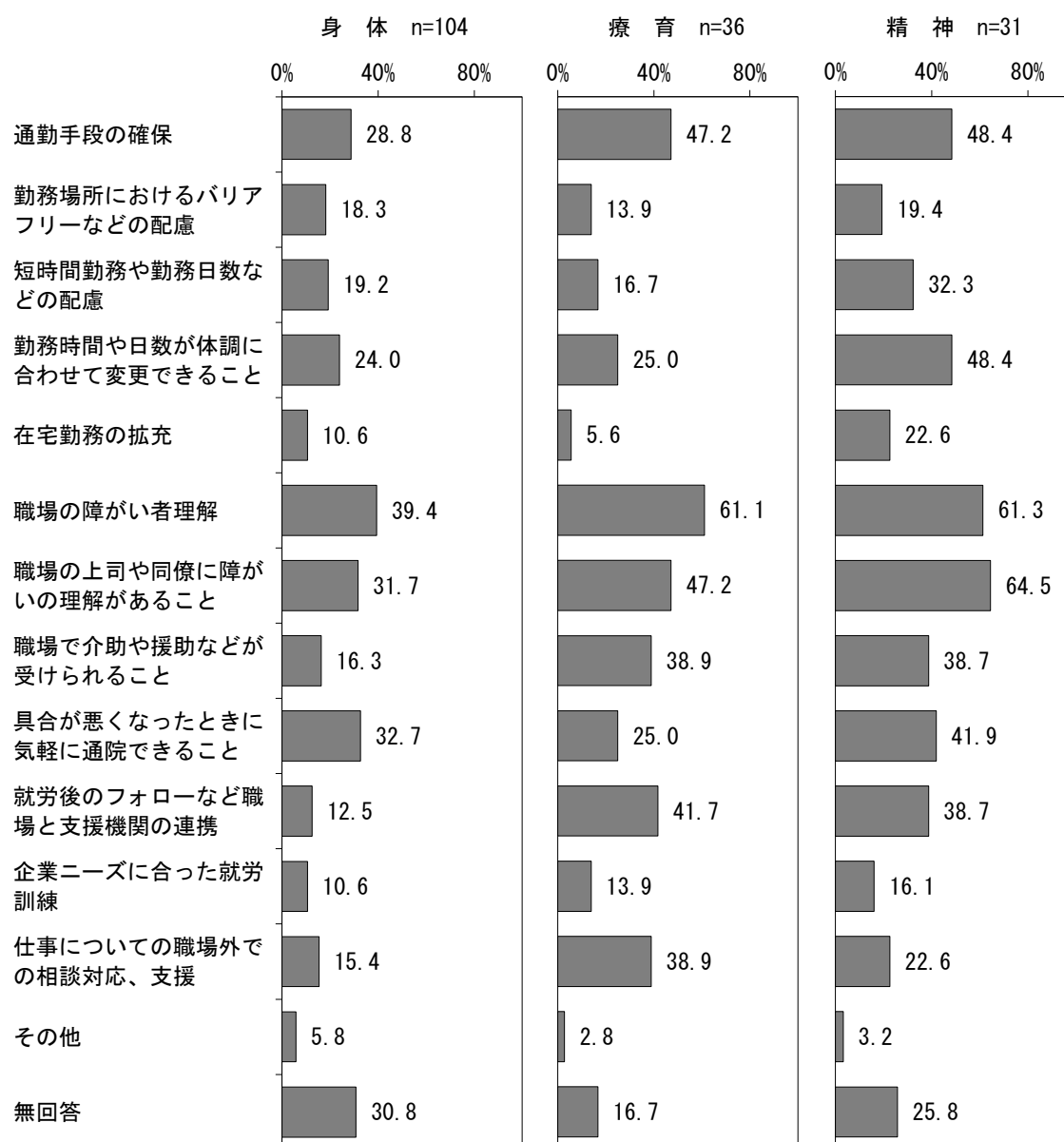


(6) 障がい者の就労支援として必要なこと

障がい者の就労支援としてどのようなことが必要かたずねたところ、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者は「職場の障がい者理解」が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も高くなっています。

療育手帳所持者は、他の手帳所持者と比較して「仕事についての職場外での相談対応、支援」が高くなっています。一方、その他の項目では、精神障害者保健福祉手帳所持者が他の手帳所持者と比較して全般的に高くなっています。

図表 2-19 障がい者の就労支援として必要なこと（複数回答）

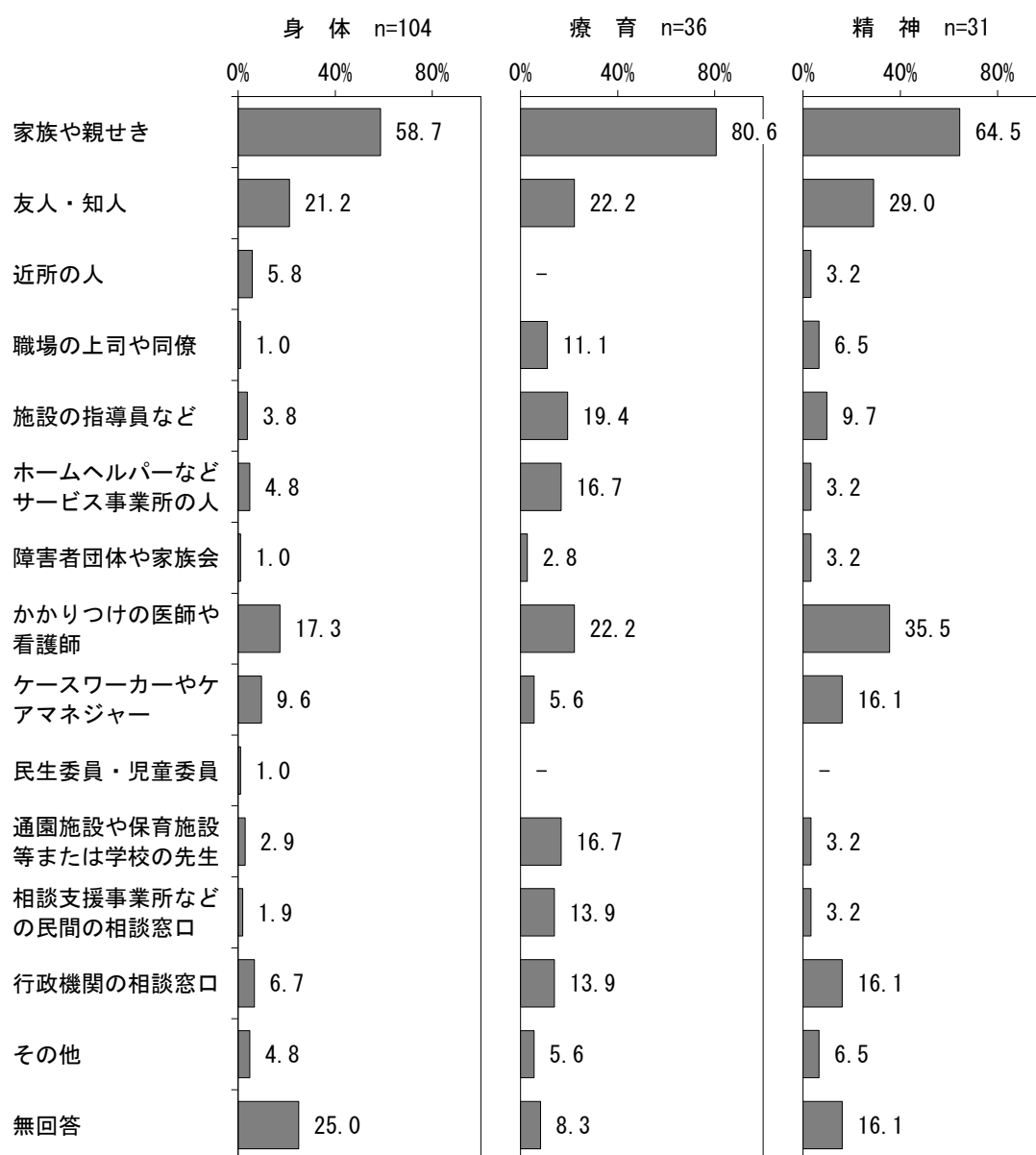


(7) 相談相手

普段、悩みや困りごとを相談する人についてたずねたところ、いずれの手帳所持者も「家族や親せき」が最も高く、特に療育手帳所持者は80%を超えています。

療育手帳所持者は「施設の指導員など」や「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」などの福祉サービスに関連する項目が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「かかりつけの医師や看護師」や「ケースワーカーやケアマネジャー」の医療に関連する項目がそれぞれ他の手帳所持者と比較して高くなっています。

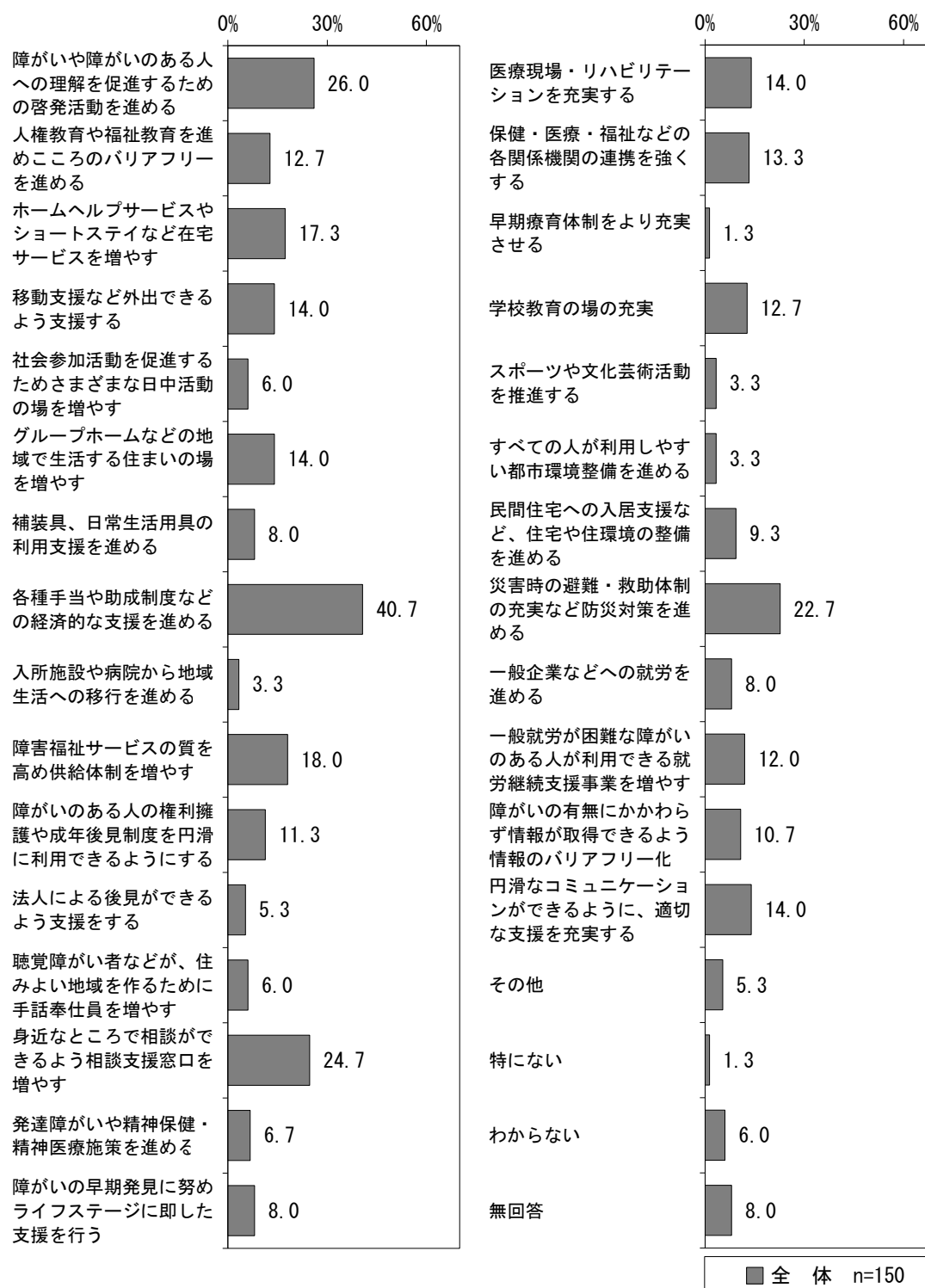
図表2-20 相談相手（複数回答）



(8) 市が力を入れるべき障がい者施策

今後本市が推進する障がい者施策について、特に力を入れるべきことは何かたずねたところ、「各種手当や助成制度などの経済的な支援を進める」が 40.7%と最も高く、次いで「障がいや障がいのある人への理解を促進するための啓発活動を進める」が 26.0%、「身近なところで相談ができるよう相談支援窓口を増やす」が 24.7%などの順となっています。

図表 2-21 市が力を入れるべき障がい者施策（5つまで）



第3章 第6期計画の数値目標の実績

1 第6期障がい福祉計画

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ▶令和5（2023）年度末までに、3人（7.0％）の地域移行を目標としましたが、令和4（2022）年度末現在、障害者入所施設から3人（7.0％）が地域生活に移行しており、目標を達成しています。
- ▶令和4（2022）年度末時点の施設入所者数は、令和元（2019）年度末施設入所者数43人から3人減少しました。

図表3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標と実績

区 分		数値	考え方
令和元（2019）年度末の施設入所者数		43人	令和元（2019）年度末の全施設入所者数
令和4（2022）年度末の施設入所者数		40人	
地域生活移行者数	計画（目標）	3人	令和元（2019）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
	実 績	3人	令和4（2022）年度実績
施設入所者数	計画（目標）	42人	令和5（2023）年度末の全施設入所者数
	実 績	40人	令和4（2022）年度実績

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する保健、医療・福祉関係者による協議の場として本巢市障がい者地域自立支援協議会を位置づけ、協議を行いました。

図表3-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標と実績

区 分		数値		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	計画（目標）	3回	3回	3回
	実 績	1回	3回	3回
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	計画（目標）	6人	6人	6人
	実 績	6人	6人	6人
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画（目標）	1回	1回	1回
	実 績	0回	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、障がいのある人が安心して地域で生活できる支援の充実を図るため、令和4（2022）年度に整備を行いました。

図表3-3 地域生活支援拠点等の整備の目標と実績

区 分		数値	考え方
地域生活支援拠点	計画（目標）	1 か所	令和5（2023）年度末における整備状況
	実 績	1 か所	緊急時の受入れ及び対応機能の確保
機能の充実	計画（目標）	年1回以上	運用状況の検証及び検討
	実 績	0 回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、2人（2.00倍）の目標に対し、令和4（2022）年度実績で3人（3.00倍）が一般就労へ移行しました。

図表3-4 福祉施設からの一般就労移行者数の目標と実績

項 目		数値	考え方
令和元（2019）年度の年間一般就労移行者数		1 人	令和元（2019）年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	計画（目標）	2 人 (2.00倍)	令和5（2023）年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実 績	3 人 (3.00倍)	令和4（2022）年度実績

令和5（2023）年度末において就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する人数を1人とする目標に対し、令和4（2022）年度実績で1人が一般就労へ移行しました。

図表3-5 就労移行支援事業からの一般就労移行者数の目標と実績

項 目		数値	考え方
令和元（2019）年度就労移行支援事業からの一般就労移行者数		0 人	令和元（2019）年度において就労移行支援事業から一般就労した人数
目標年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	計画（目標）	1 人 (- 倍)	令和5（2023）年度末において就労移行支援事業から一般就労する人数
	実 績	1 人 (- 倍)	令和4（2022）年度実績

令和 5（2023）年度末において就労継続支援事業を通じて一般就労へ移行する人数の目標について、就労継続支援 A 型は 1 人とし、就労継続支援 B 型は設定していませんでしたが、令和 4（2022）年度実績で A 型から一般就労に移行した人はおらず、B 型から 2 人（2.00 倍）が一般就労へ移行しました。

図表 3－6 就労継続支援事業からの一般就労移行者数の目標と実績

項 目			数 値	考 え 方
A 型	令和元（2019）年度の就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数		0 人	令和元（2019）年度において就労継続支援 A 型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数	計 画（目 標）	1 人 （－ 倍）	令和 5（2023）年度末において就労継続支援 A 型から一般就労する人数
		実 績	0 人 （－ 倍）	令和 4（2022）年度実績
B 型	令和元（2019）年度の就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数		1 人	令和元（2019）年度において就労継続支援 B 型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数	計 画（目 標）	0 人 （－ 倍）	令和 5（2023）年度末において就労継続支援 B 型から一般就労する人数
		実 績	2 人 (2.00倍)	令和 4（2022）年度実績

② 就労定着支援事業の利用率と就労定着率

令和 5（2023）年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者を 100%とすることを目標としていましたが、令和 4（2022）年度についてみると、3 人が移行したものの、就労定着支援事業の利用者はいませんでした。

また、就労定着支援事業所については、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合を 100%とすることを目標としていましたが、令和 4（2022）年度末現在、市内には就労定着支援事業所がありません。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

本市では本巣市障害者基幹相談支援センターえがおを設置しており、障がいの種別に関わらず各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のための研修等を行い、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めています。

図表 3-7 相談支援体制の充実・強化等の目標と実績

区 分		数 値	考 え 方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	計画（目標）	体制の確保	基幹相談支援センターを軸とした、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制
	実 績	確保済	

図表 3-8 相談支援体制の充実・強化等の目標と実績

区 分		数 値		
		令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
総合的・専門的な相談支援の実施	計画（目標）	有	有	有
	実 績	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	計画（目標）	0 件	2 件	2 件
	実 績	1 件	3 件	3 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	計画（目標）	0 件	1 件	1 件
	実 績	1 件	3 件	3 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	計画（目標）	1 回	1 回	1 回
	実 績	1 回	3 回	3 回

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

本県市障害者基幹相談支援センターえがおが軸となり、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について、自立支援協議会での協議を通して検討を行っています。

図表 3-9 障害福祉サービス等の質の向上の目標と実績

区 分		数 値	考 え 方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	計画（目標）	体制の確保	基幹相談支援センターを軸とした、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制
	実 績	確保済	

市職員は、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に適宜参加しており、制度の理解を深めています。一方、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、令和 3（2021）年度以降体制を確保し実施することとしていましたが、令和 5（2023）年度現在、体制の確保はしていません。

図表 3-10 障害福祉サービス等の質の向上の目標と実績

区 分		数値		
		令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	計画（目標）	6 人	6 人	6 人
	実 績	8 人	10 人	9 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	計画（目標）	有	有	有
	実 績	無	無	無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	計画（目標）	1 回	1 回	1 回
	実 績	0 回	0 回	0 回

2 第 2 期障がい児福祉計画

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、障害保健福祉圏域（岐阜圏域）内において 1 か所整備済みであり、今後更なる利用の促進を図ります。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制構築

保育所等訪問支援については、障害保健福祉圏域（岐阜圏域）内の事業所を利用しています。

(3) 重症心身障がい児を支援する事業所の確保

児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所において、重症心身障がい児を対象にサービスを提供する体制を確保しています。

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、本巣市障がい者地域自立支援協議会を位置づけています。

(5) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを令和 5（2023）年度現在、2 人配置しています。

第4章 第7期障がい福祉計画

I 目標指標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ▶本市では、令和8（2026）年度末までに、令和4（2022）年度末の施設入所者数40人のうち、3人（7.5%）が地域での生活に移行するものとします。
- ▶令和8（2026）年度末時点の施設入所者数は、令和4（2022）年度末施設入所者数40人から3人（7.5%）減少した37人を目標とします。

図表4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値等	考え方
令和4（2022）年度末の施設入所者数	40人	令和4（2022）年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	3人	令和4（2022）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
施設入所者数	37人	令和8（2026）年度末の全施設入所者数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県及び関係市町と連携しながら、地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備に努めます。

図表4-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の目標数値

区 分	目標数値	考え方
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	年間開催回数
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	6人	関係者の内訳は関係市町と調整
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	年間実施回数

3 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、本市の実情に合わせて整備を行い、効果的な支援体制を構築するためにコーディネーターを配置しています。引き続き、機能を充実させるため、年1回以上運用状況を検証及び検討していきます。

また、令和8（2026）年度までに、障がい福祉関係者と連携しながら、強度行動障がい有する人の状況やニーズを把握し、支援する体制の整備に努めます。

図表4-3 地域生活支援拠点等に関する目標数値

項 目	目標数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1か所	市単独、及び近隣市町（瑞穂市、北方町）で整備済
コーディネーターの配置人数	3人	地域生活支援拠点へ配置
機能の充実	毎年度1回	運用状況の検証及び検討
強度行動障がい有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	有	市単独での整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、5人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障がいのある人の一般就労は広がりません。障がいのある人の一般就労への移行を支援するため、障がいのある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

図表4-4 福祉施設からの一般就労移行目標利用者数

項 目	目標数値等	考え方
令和3（2021）年度の年間一般就労移行者数	1人	令和3（2021）年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	5人 (5.00倍)	令和8（2026）年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

(2) 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者の増加

令和 8（2026）年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する人を 2 人にすることをめざします。本市には就労移行支援事業を提供する事業所がないため、事業所に関する目標は設定しませんが、近隣市町の事業所との連携を強化し、利用促進を図ります。

図表 4－5 就労移行支援事業からの一般就労移行目標利用者数

項 目	目標数値等	考え方
令和 3（2021）年度末の就労移行支援事業の利用者数	0 人	令和 3（2021）年度末において就労移行支援事業から一般就労した人数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	2 人 （－ 倍）	令和 8（2026）年度末において就労移行支援事業から一般就労する人数

(3) 就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者の増加

令和 8（2026）年度において、就労継続支援事業を通じて一般就労へ移行する人を就労継続支援 A 型は 2 人、就労継続支援 B 型は 1 人にすることをめざします。

図表 4－6 就労継続支援事業からの一般就労移行目標利用者数

項 目		目標数値等	考え方
A 型	令和 3（2021）年度末の就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数	1 人	令和 3（2021）年度末において就労継続支援 A 型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数	2 人 (2.00 倍)	令和 8（2026）年度末において就労継続支援 A 型事業から一般就労する人数
B 型	令和 3（2021）年度末の就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数	0 人	令和 3（2021）年度末において就労継続支援 B 型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数	1 人 （－ 倍）	令和 8（2026）年度末において就労継続支援 B 型事業から一般就労する人数

(4) 就労定着支援事業の利用者数の増加

令和 8（2026）年度において、就労定着支援事業の利用者数を 1 人にすることをめざします。本市には就労定着支援事業を提供する事業所がないため、事業所に関する目標は設定しませんが、近隣市町の事業所との連携を強化し、利用促進を図ります。

図表 4－7 就労定着支援事業の利用者数

項 目	目標数値等	考え方
令和 3（2021）年度末の就労定着支援事業の利用者数	0 人	令和 3（2021）年度末において就労移行支援事業から一般就労した人のうち、就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の利用者数	1 人 （－ 倍）	令和 8（2026）年度末において就労移行支援事業から一般就労した人のうち、就労定着支援事業の利用者数

5 相談支援体制の充実・強化等

令和6（2024）年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化されました。

本市においては本巣市障害者基幹相談支援センターえがおを設置しており、引き続き総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を確保するよう努めます。

また、個別事例の検討及び支援については、個別に対応が必要な事例が発生した際、適宜実施します。

図表4－8 相談支援体制の充実・強化

項 目	目標数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済	市単独での設置

図表4－9 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化のための取組

区 分	目標数値			考え方
	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	
基幹相談支援センターの地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件	3件	3件	基幹相談支援センターが中心となり実施
基幹相談支援センターの地域の相談支援事業所に対する人材育成の支援件数	3件	3件	3件	
基幹相談支援センターの地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回	
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回	4回	4回	

図表4－10 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に向けた取組

区 分	目標数値			考え方
	令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026) 年度	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施	4回	4回	4回	地域自立支援協議会において実施
協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数	8か所	8か所	8か所	
協議会の専門部会の設置数	3か所	3か所	3か所	
協議会の専門部会の実施回数	9回	9回	9回	

6 障害福祉サービス等の質の向上

令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保します。

図表 4－11 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

項目	目標数値	考え方
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市職員の参加人数	9人／年	県が実施する研修への市職員の参加 人数

Ⅱ 障害福祉サービスの見込量と確保策

1 訪問系サービス

① **居宅介護**：障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

② **重度訪問介護**：重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

③ **同行援護**：視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際に必要な援助を行うサービスです。

④ **行動援護**：自己判断力が制限されている人（重度の知的障がいのある人または重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動・外出する際の危険を回避するための援護をいいます。

⑤ **重度障害者等包括支援**：常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における訪問系サービスの見込みと実績をみると、全般的に利用実績が少なくなっていますが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により利用者が利用を控える機会が増えたためと考えられます。居宅介護及び行動援護は利用者数、利用時間がともに見込みを下回っています。同行援護は、令和4（2022）年度の利用者数は見込みを上回りましたが、利用時間は見込みを下回っています。なお、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援は利用実績がありません。

図表4-12 訪問系サービスの計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
居宅介護	人／月	45	36	80.0%	48	38	79.2%	51
	時間／月	810	633	78.1%	864	575	66.6%	918
重度訪問介護	人／月	0	0	－	0	0	－	0
	時間／月	0	0	－	0	0	－	0
同行援護	人／月	2	1	50.0%	2	3	150.0%	2
	時間／月	11	5	45.5%	11	9	81.8%	11
行動援護	人／月	3	1	33.3%	4	1	25.0%	5
	時間／月	21	12	57.1%	28	12	42.9%	35
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	－	0	0	－	0
	時間／月	0	0	－	0	0	－	0

(2) サービス量の見込み等

- ▶訪問系サービス量の見込みは、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を考慮し、図表4-13のとおりとしました。
- ▶重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、サービスの利用実績がないためサービスの利用は見込みませんが、ニーズの把握に努めます。

図表 4－13 訪問系サービスの見込量

区 分		令 6（2024）年度	令 7（2025）年度	令 8（2026）年度
居宅介護	人／月	35	36	37
	時間／月	558	577	596
重度訪問介護	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
同行援護	人／月	2	2	2
	時間／月	9	9	9
行動援護	人／月	2	3	4
	時間／月	21	26	31
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

(3) サービス量の確保策

- ▶ サービスの内容や利用方法を周知するなど、適切な利用を促進します。
- ▶ 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- ▶ 市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービスを提供できる体制を確保します。

2 日中活動系サービス

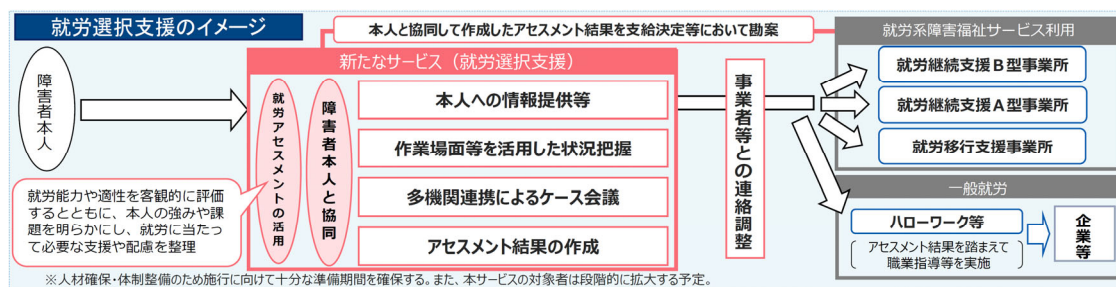
① **生活介護**：常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設などで、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受ける事業です。通所者と施設入所者の多くが日中活動として利用しています。

② **自立訓練（機能訓練）**：病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。

③ **自立訓練（生活訓練）**：病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人等のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。

④ **就労選択支援**：就労移行支援または就労継続支援を利用する意向がある人や、現在就労移行支援または就労継続支援を利用している人が、就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する事業です。

参考：就労選択支援事業のイメージ



⑤ **就労移行支援**：就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間とされています。

⑥ **就労継続支援（A型）**：企業等に就労することが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。

⑦ **就労継続支援（B型）**：通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。

⑧ **就労定着支援**：就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面に課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う事業です。

⑨ **療養介護**：医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を医療機関併設の施設で受ける事業です。

⑩ **短期入所**：居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設等で実施する福祉型と、医療機関等で実施する医療型があります。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における日中活動系サービスの見込みと実績をみると、就労継続支援A型はほぼ見込みどおり、B型は利用者数、利用日数ともに見込みを大きく上回っています。

図表4-14 日中活動系サービスの計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
生活介護	人／月	90	88	97.8%	90	85	94.4%	90
	人日／月	1,800	1,665	92.5%	1,800	1,632	90.7%	1,800
自立訓練 （機能訓練）	人／月	0	0	－	0	0	－	0
	人日／月	0	0	－	0	0	－	0
自立訓練 （生活訓練）	人／月	2	2	100.0%	2	1	50.0%	2
	人日／月	46	34	73.9%	46	21	45.7%	46
就労移行支援	人／月	4	3	75.0%	5	2	40.0%	6
	人日／月	80	58	72.5%	100	21	21.0%	120
就労継続支援A型	人／月	35	34	97.1%	35	37	105.7%	35
	人日／月	700	692	98.9%	700	744	106.3%	700
就労継続支援B型	人／月	79	101	127.8%	80	97	121.3%	81
	人日／月	1,390	1,794	129.1%	1,407	1,825	129.7%	1,424
就労定着支援	人／月	0	0	－	1	0	0.0%	2
療養介護	人／月	2	2	100.0%	3	2	66.7%	3
短期入所 （福祉型）	人／月	10	11	110.0%	11	8	72.7%	12
	人日／月	30	33	110.0%	33	21	63.6%	36
短期入所 （医療型）	人／月	7	5	71.4%	8	9	112.5%	9
	人日／月	28	25	89.3%	32	30	93.8%	36

(2) サービス量の見込み等

- ▶日中活動系サービス量の見込みは、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を考慮し、図表4-15のとおりとしました。
- ▶自立訓練（機能訓練）については、サービスの利用実績がなく、市内及び近隣市町にサービス提供事業所がないため、利用を見込んでいません。
- ▶新たに創設された就労選択支援は、障がいのある人等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型を新たに利用する人の数等を考慮して見込みました。

図表4-15 日中活動系サービスの見込量

区 分		令 6（2024）年度	令 7（2025）年度	令 8（2026）年度
生活介護	人／月	86	87	88
	人日／月	1,498	1,518	1,538
うち重度障がいのある人	人／月	15	15	15
	人日／月	223	223	223
自立訓練（機能訓練）	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人／月	1	1	1
	人日／月	18	18	18
うち精神障がいのある人	人／月	1	1	1
	人日／月	18	18	18
就労選択支援	人／月		1	1
	人日／月		20	20
就労移行支援	人／月	4	5	6
	人日／月	60	75	90
就労継続支援A型	人／月	41	42	43
	人日／月	748	768	788
就労継続支援B型	人／月	99	100	101
	人日／月	1,756	1,773	1,790
就労定着支援	人／月	1	1	1
療養介護	人／月	2	3	3
短期入所（福祉型）	人／月	12	13	14
	人日／月	32	34	36
うち重度障がいのある人	人／月	1	1	1
	人日／月	2	2	2
短期入所（医療型）	人／月	12	13	14
	人日／月	35	38	41
うち重度障がいのある人	人／月	11	11	11
	人日／月	32	32	32

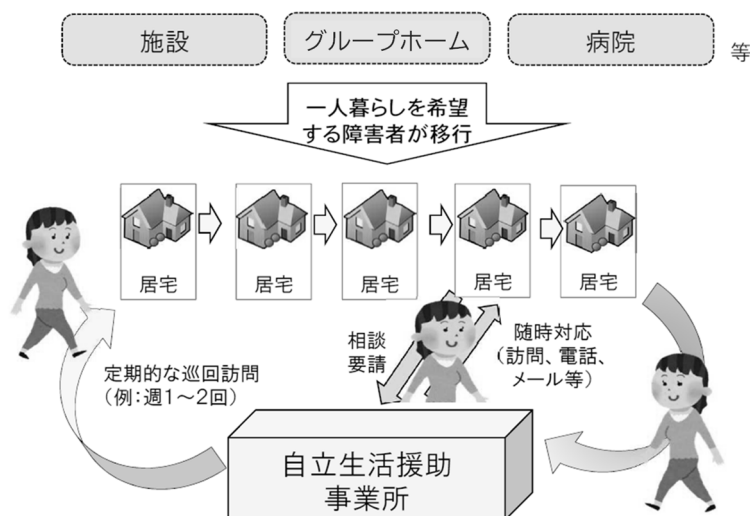
(3) サービス量の確保策

- ▶地域移行の促進や障害児福祉サービスからの移行に伴う新たな利用者のニーズや具体的な障がい特性に対応できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。
- ▶一人ひとりの障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- ▶福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有に努めます。
- ▶一般就労に移行した障がいのある人が安定した就労生活を継続できるよう、定着に向けた就労生活支援を行います。
- ▶ニーズに合ったサービス提供のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者との連携を図ります。

3 居住系サービス

- ① **自立生活援助**：障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人・精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回や随時の通報をうけて行う訪問・相談対応により、障がいのある人の状況を把握し、情報の提供・助言・相談・関係機関との連絡調整などの環境整備に必要な支援を行う事業です。

参考：自立生活援助のイメージ



- ② **共同生活援助（グループホーム）**：障がいのある人が共同生活を行う住宅です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。
- ③ **施設入所支援**：施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受ける事業です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における居住系サービスの見込みと実績をみると、共同生活援助（グループホーム）は利用者数が見込みを大幅に上回っており、そのうち精神障がいのある人も見込みを上回って推移しています。

自立生活援助は地域移行の促進に有効なサービスですが、市内及び近隣に実施している事業所がないため、現在のところ利用がありません。

図表4-16 居住系サービスの計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
自立生活援助	人／月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
うち精神障がいのある人	人／月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
共同生活援助（グループホーム）	人／月	19	26	136.8%	20	37	185.0%	21
うち精神障がいのある人	人／月	1	4	400.0%	1	4	400.0%	1
施設入所支援	人／月	42	41	97.6%	41	40	97.6%	40

(2) サービス量の見込み等

- ▶居住系サービス量の見込みは、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を考慮し、図表4-17のとおりとしました。
- ▶自立生活援助は、サービスの利用実績はありませんが、地域移行の促進に必要なサービスであること等を考慮し見込みました。
- ▶共同生活援助については、福祉施設からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案しました。
- ▶施設入所支援については、国の基本方針と本市の利用者の実情を勘案し、令和8（2026）年度末時点の利用者数を、令和4（2022）年度末の施設入所者40人から4人減少した36人としてしました。

図表4-17 居住系サービスの見込量

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
自立生活援助	人／月	1	1	1
共同生活援助	人／月	38	39	40
うち精神障がいのある人	人／月	4	4	4
うち重度障がいのある人	人／月	1	1	1
施設入所支援	人／月	38	37	36

(3) サービス量の確保策

- ▶本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して、障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制を検討していきます。
- ▶グループホームは障がいのある人が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後、より一層設置の促進の実現に取り組みます。
- ▶ニーズに合ったサービス提供のため、市内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図ります。

4 相談支援

- ① **計画相談支援**：障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定を受けた障がいのある人が継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行います。
- ② **地域移行支援**：障害者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
- ③ **地域定着支援**：ひとり暮らしの障がいのある人等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における相談支援の見込みと実績をみると、計画相談支援はやや下回っています。

図表4-18 相談支援の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
計画相談支援	人／月	70	61	87.1%	70	59	84.3%	70
地域移行支援	人／月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
うち精神障がいのある人	人／月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
地域定着支援	人／月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
うち精神障がいのある人	人／月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1

(2) サービス量の見込み等

- ▶計画相談支援については、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を考慮するとともに利用希望者が順次拡大することを想定し、図表4－19のとおりとしました。
- ▶地域移行支援、地域定着支援については、サービスの利用実績はありませんが、利き生活への移行者にとって重要なサービスであること等を考慮し見込みました。

図表4－19 相談支援の見込量

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
計画相談支援	人／月	60	65	70
地域移行支援	人／月	0	1	1
うち精神障がいのある人	人／月	0	1	1
地域定着支援	人／月	0	1	1
うち精神障がいのある人	人／月	0	1	1

(3) サービス量の確保策

- ▶相談事業所や関係機関との連携を強化することで、障がいのある人の相談支援体制の充実に努めます。
- ▶対応困難事例にも対応できるよう専門的な相談支援体制の充実を図ります。

Ⅲ 地域生活支援事業の見込量と確保策

1 本市における地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は図表４－２０のとおりです。

図表４－２０ 実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業
任 意 事 業	日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 自動車操作訓練・改造助成事業 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 精神障がい者サロン事業 日常生活支援事業（生活訓練等）

2 必須事業

- ① **理解促進研修・啓発事業**：障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
- ② **自発的活動支援事業**：障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
- ③ **相談支援事業**：障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。
- ④ **成年後見制度利用支援事業**：認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
- ⑤ **成年後見制度法人後見支援事業**：成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
- ⑥ **意思疎通支援事業**：意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人等が、他の人との意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣を行います。
- ⑦ **日常生活用具給付等事業**：障がいのある人に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
- ⑧ **手話奉仕員養成研修事業**：聴覚障がいのある人等の交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
- ⑨ **移動支援事業**：屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
- ⑩ **地域活動支援センター事業**：創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。

(1) 理解促進研修・啓発事業

【第6期計画と実績】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、啓発活動等は実施しませんでした。

図表4-21 理解促進研修・啓発事業の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
理解促進研修・啓発事業	実施状況	有	無	-	有	無	-	有

【これからの事業展開とサービス量の見込み等】

市広報や公式ホームページを通じた関連情報の提供、講演会の実施等を通じて、「障害者差別解消法」についての住民への理解の浸透を図ります。

図表4-22 理解促進研修・啓発事業の見込量

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

【第6期計画と実績】

新型コロナウイルス感染症の影響により、支援対象となる活動の実施はありませんでした。

図表4-23 自発的活動支援事業の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
自発的活動支援事業	実施状況	有	無	-	有	無	-	有

【これからの事業展開とサービス量の見込み等】

ピアカウンセリング、ボランティア活動などの活動場所の提供や情報提供を通じ、障がいのある人等が自発的に行う活動の支援に努めます。

図表4-24 自発的活動支援事業の見込量

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
自発的活動支援事業	実施状況	有	有	有

(3) 相談支援事業

【第6期計画と実績】

障害者相談支援事業は相談支援事業所等に委託して実施しています。また、本巢市障害者基幹相談支援センターえがおに社会福祉士、相談支援専門員等を配置し、地域の相談支援体制の強化や地域移行・地域定着に取り組んでいます。住宅入居等支援事業については、実施しておりません。

図表4-25 相談支援事業の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
障害者相談支援事業	か所	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	有	有	-	有	有	-	有
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	-	無	無	-	無

【これからの事業展開とサービス量の見込み等】

障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業については引き続き実施し、障がいのある方等が自立した生活を営むことができるよう支援します。住宅入居等支援事業については、地域生活に必要な居住確保を支援する観点から、利用者のニーズを把握した上で実施に向けて検討します。

図表4-26 相談支援事業の見込量

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
障害者相談支援事業	か所	5	5	5
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

【第6期計画と実績】

第6期計画においては、利用はありませんでした。

図表 4-27 成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区 分		令和 3（2021）年度			令和 4（2022）年度			令和 5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
成年後見制度利用支援事業	件／年	0	0	-	0	0	-	0

【これからの事業展開とサービス量の見込み等】

高齢化の進展と世帯状況の変化、制度の周知により、対象者が増加することを想定し見込みました。判断能力が十分でない障がいのある方の成年後見制度の利用が円滑になるよう支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、事業の普及に努めます。

図表 4-28 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分		令 6（2024）年度	令 7（2025）年度	令 8（2026）年度
成年後見制度利用支援事業	件／年	0	0	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【第 6 期計画と実績】

第 6 期計画においては、利用はありませんでした。

図表 4-29 成年後見制度法人後見支援事業の計画と実績

区 分		令和 3（2021）年度			令和 4（2022）年度			令和 5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	有	無	-	有	無	-	有

【これからの事業展開とサービス量の見込み等】

近隣市町の動向を踏まえながら、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できるよう、今後の展開について検討を進めます。

図表 4-30 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

区 分		令 6（2024）年度	令 7（2025）年度	令 8（2026）年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

【第6期計画と実績】

第6期計画における手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業の利用件数は、見込みを下回っています。

図表4-31 意思疎通支援事業の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
手話通訳者派遣事業	件／年	39	20	51.3%	39	21	53.8%	39
要約筆記者派遣事業	件／年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	－	0	0	－	0

【これからの事業展開とサービス量の見込み等】

意思疎通支援事業の量の見込みは、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を参考に図表4-32のとおりとしました。

図表4-32 意思疎通支援事業の見込量

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
手話通訳者派遣事業	件／年	21	21	21
要約筆記者派遣事業	件／年	1	1	1
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	0

(7) 日常生活用具給付等事業

【第6期計画と実績】

第6期計画における日常生活用具給付等事業の見込みと実績をみると、在宅療養等支援用具及び排せつ管理支援用具が大きく見込みを上回っています。

図表4-33 日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画 比	計 画	実 績	対計画比	計 画
介護・訓練支援用具	件／年	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3
自立生活支援用具	件／年	4	6	150.0%	5	3	60.0%	6
在宅療養等支援用具	件／年	6	11	183.3%	6	11	183.3%	6
情報・意思疎通支援用具	件／年	11	22	200.0%	11	2	18.2%	11
排せつ管理支援用具	件／年	692	941	136.0%	692	925	133.7%	692
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4

【これからの事業展開とサービス量の見込み等】

日常生活用具給付等事業の量の見込みは、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を考慮し、図表4-34のとおりとしました。

図表4-34 日常生活用具給付等事業の見込量

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
介護・訓練支援用具	件／年	3	3	3
自立生活支援用具	件／年	5	6	7
在宅療養等支援用具	件／年	11	11	11
情報・意思疎通支援用具	件／年	12	12	12
排せつ管理支援用具	件／年	941	941	941
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【第6期計画と実績】

手話奉仕員養成事業を近隣市町と合同で実施し、聴覚障がいのある方に関する正しい理解と知識を深め、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成及び登録を行っています。

図表4-35 手話奉仕員養成研修事業の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
手話奉仕員養成研修事業	実施状況	有	有	-	有	有	-	有

【これからの事業展開とサービス量の見込み等】

引き続き近隣市町と連携しながら、意思疎通に支援を必要とする人が安心して日常生活を送ることができるよう、手話奉仕員養成に努めます。

図表4-36 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
手話奉仕員養成研修事業	実施状況	有	有	有

(9) 移動支援事業

【第6期計画と実績】

第6期計画における移動支援事業の見込みと実績をみると、利用人数、利用時間ともに見込みを下回っています。

図表4-37 移動支援事業の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
移動支援事業	人／年	28	22	78.6%	28	20	71.4%	28
	時間／年	1,838	1,029	56.0%	1,838	1,082	58.9%	1,838

【これからの事業展開とサービス量の見込み等】

移動支援事業の量の見込みは、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を考慮し、図表4-38のとおりとしました。

図表4-38 移動支援事業の見込量

区 分		令 6（2024）年度	令 7（2025）年度	令 8（2026）年度
移動支援事業	人／年	22	22	22
	時間／年	1,082	1,082	1,082

(10) 地域活動支援センター事業

【第6期計画と実績】

障がいのある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターへの通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進に向け支援を行っています。現在、3か所整備されています。

図表4-39 地域活動支援センター事業の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
地域活動支援 センター事業	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3

【これからの事業展開とサービス量の見込み等】

引き続きサービス提供事業所との連携のもと、利用者のニーズに応じた内容のサービスが提供できる体制を整えるとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

図表4-40 地域活動支援センター事業の見込量

区 分		令 6（2024）年度	令 7（2025）年度	令 8（2026）年度
地域活動支援センター事業	か所	3	3	3

3 任意事業

- ① **日中一時支援事業**：日中、障がいのある人への活動の場を提供するとともに、見守りを行い、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
- ② **訪問入浴サービス事業**：重度の身体障がいのある人等に対し、訪問により、居宅において移動浴槽による入浴サービスを提供します。
- ③ **自動車操作訓練・改造助成事業**：身体障がいのある人の社会参加の促進を図るために、道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します。
- ④ **スポーツ・レクリエーション教室開催等事業**：スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。
- ⑤ **精神障がい者サロン事業**：回復途中の精神障がいのある人が、自主活動の場を通じて生活リズムを整え、仲間づくりや対人関係を円滑にすることにより、生活意欲を高め、地域生活の継続及び社会参加の促進を図ります。
- ⑥ **日常生活支援事業（生活訓練等）**：在宅で過ごす障がいのある人に対し、本巣市ふれあいホームで自立共同生活に必要な訓練を行うことによって、障がいのある人の自立を支援します。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における任意事業の見込みと実績をみると、全般的に見込みを下回っています。

図表4-41 任意事業の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
日中一時支援事業	人／年	19	20	105.3%	19	14	73.7%	19
訪問入浴サービス事業	人／年	6	2	33.3%	6	2	33.3%	6
自動車操作訓練・改造助成事業	人／年	4	3	75.0%	4	0	0.0%	4
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回／年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
精神障がい者サロン事業	回／年	12	0	0.0%	12	11	91.7%	12
日常生活支援事業（生活訓練等）	人／年	115	119	103.5%	122	104	85.2%	129
	事業数	59	41	69.5%	63	53	84.1%	66

(2) これからの事業展開とサービス量の見込み等

任意事業のサービス量の見込みは、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を考慮し、図表4-42のとおりとしました。障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進するとともに、サービス提供事業者と連携し、必要なサービス量の確保と質の向上に努めます。

図表4-42 任意事業の見込量

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
日中一時支援事業	人／年	20	20	20
訪問入浴サービス事業	人／年	2	2	2
自動車操作訓練・改造助成事業	人／年	3	3	3
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回／年	1	1	1
精神障がい者サロン事業	回／年	12	12	12
日常生活支援事業（生活訓練等）	人／年	110	119	129
	事業数	56	59	62

第5章 第3期障がい児福祉計画

I 目標指標

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、令和5（2023）年度現在、岐阜圏域において1か所整備されています。今後も地域における中核的な支援施設として位置づけた上で、重層的な支援体制の整備に努めます。

図表5-1 児童発達支援センターの設置

項目	目標数値	考え方
児童発達支援センターの設置数	1か所	既存の事業所に対応

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

令和5（2023）年度現在、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制は構築済みであり、今後は保育所等訪問支援等を活用して、障がい児が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等

重症心身障がい児が身近な地域で安心して支援を受けられるよう、ニーズに応じて児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを利用できる体制の整備に努めます。

図表5-2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

項目	目標数値	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	既存の事業所に対応
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	既存の事業所に対応

(4) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

令和5（2023）年度現在、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しており、関係機関との連携及び情報共有を通じて医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、具体的な協議を進めます。

(5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、岐阜県は平成29（2017）年度から関係分野の支援を調整するコーディネーターを養成しており、本市においては、令和5（2023）年度現在、2人のコーディネーターが配置されています。今後も、令和3（2021）年度に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえながら、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関係分野の支援を調整するコーディネーターを必要に応じて拡充します。

図表5－3 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

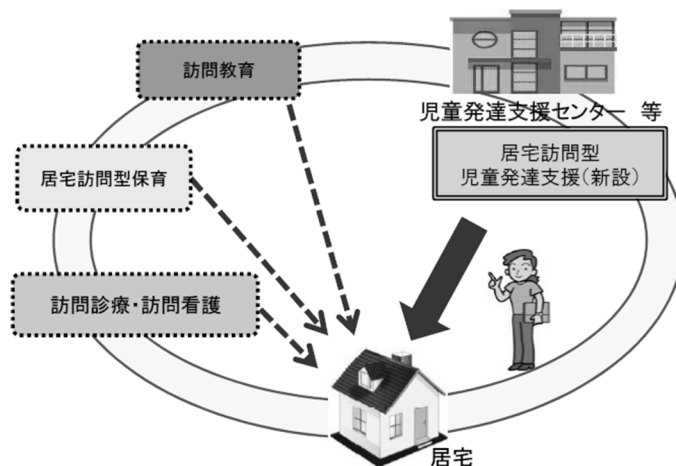
区 分		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置人数	人／年	2	2	2
うち研修終了者	人／年	2	2	2

Ⅱ 障害児福祉サービスの見込量と確保策

1 障害児通所支援

- ① **児童発達支援**：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
- ② **医療型児童発達支援**：上肢、下肢または体幹機能障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
- ③ **放課後等デイサービス**：学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
- ④ **保育所等訪問支援**：障がいのある児童が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
- ⑤ **居宅訪問型児童発達支援**：重症心身障がい児等の重度の障がいのある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

参考：居宅訪問型児童発達支援のイメージ



(1) 第6期計画と実績

第6期計画における障害児通所支援の見込みと実績をみると、児童発達支援及び放課後等デイサービスが見込みを上回っています。

なお、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援は利用実績がありません。

図表5-4 障害児通所支援の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5 （2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
児童発達支援	人／月	105	109	103.8%	105	107	101.9%	105
	人日／月	315	329	104.4%	315	337	107.0%	315
医療型児童発達支援	人／月	2	1	50.0%	3	1	33.3%	4
	人日／月	8	8	100.0%	12	6	50.0%	16
放課後等デイサービス	人／月	70	79	112.9%	75	96	128.0%	80
	人日／月	910	924	101.5%	975	1,015	104.1%	1,040
保育所等訪問支援	人／月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
	人日／月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
居宅訪問型児童発達支援	人／月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
	人日／月	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4

(2) サービス量の見込み等

- ▶障害児通所支援のサービス量の見込みは、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を考慮し、図表5-5のとおりとしました。
- ▶サービスの利用実績のない保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援は、サービス内容の有効性や医療的ケアの必要度の高い人の増加などを考慮し見込みました。
- ▶医療型児童発達支援については、児童発達支援に一元化されました。

図表 5－5 障害児通所支援の見込量

区 分		令 6（2024）年度	令 7（2025）年度	令 8（2026）年度
児童発達支援	人／月	85	87	89
	人日／月	300	304	308
放課後等デイサービス	人／月	108	109	110
	人日／月	1,151	1,164	1,177
保育所等訪問支援	人／月	1	1	1
	人日／月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人／月	1	1	1
	人日／月	4	4	4

(3) サービス量の確保策

- ▶ 障がい児の療育的支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実に向けた取り組みを進めます。
- ▶ 18歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、サービス提供体制を整えます。

2 障害児相談支援

障害児通所支援の利用を希望する障がいのある児童に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

(1) 第 6 期計画と実績

第 6 期計画における障害児相談支援の実績は、やや見込みを上回っています。

図表 5－6 障害児相談支援の計画と実績

区 分		令和 3（2021）年度			令和 4（2022）年度			令和 5（2023）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
障害児相談支援	人／月	80	88	110.0%	80	84	105.0%	80

(2) サービス量の見込み等

令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を考慮し、図表5－7のとおりとしました。

図表5－7 障害児相談支援の見込量

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
障害児相談支援	人／月	80	80	80

(3) サービス量の確保策

- ▶既存の事業所との連携により、サービスは確保できると考えます。
- ▶引き続き、障害児支援利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう、相談支援体制の充実に努めます。

3 子ども・子育て支援

(1) 保育園等における障がいのある児童の受け入れ

令和5（2023）年度は、12人の障がいのある児童を受け入れており、当該実績をもとに図表5－8のとおりとしました。ニーズに対応ができるよう、保育士の配置など受け入れ体制の整備に努めます。なお、認定こども園は市内にありませんが、必要に応じて該当する園に受入を要請します。

図表5－8 保育園等における障がいのある児童の受け入れ

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
保育園・認定こども園における障がい児の受け入れ	人／年	13	14	15

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がいのある児童の受け入れ

2023（令和5）年度は、28人の障がいのある児童を受け入れており、当該実績をもとに図表5－9のとおりとしました。ニーズに対応ができるよう、支援員等の配置など受け入れ体制の整備に努めます。

図表5－9 放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ

区 分		令6（2024）年度	令7（2025）年度	令8（2026）年度
放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ	人／年	29	30	31

4 発達障がいのある児童等に対する支援

(1) 第6期計画と実績

市内には、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けたペアレントメンターが2人確保されています。一方、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけられるよう支援するペアレントトレーニングやペアレントプログラムについては、受講者はいませんでした。

図表5-10 発達障がいのある児童等に対する支援の計画と実績

区 分		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5 （2023）年度
		計 画	実 績	計画 対比	計 画	実 績	計画 対比	計 画
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人／年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1
ペアレントメンターの人数	人／年	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1
ピアサポートの活動への参加人数	人／年	0	0	-	5	0	0.0%	5

(2) サービス量の見込み等

令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の利用実績を考慮し、図表5-11のとおりとしました。

図表5-11 発達障がいのある児童等に対する支援の目標数

区 分		令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者（保護者）数	人／年	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数	人／年	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人／年	2	2	2

(3) サービス量の確保策

保護者等が、子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの発達障がい児等の家族等に対する支援体制を構築できるよう努めます。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

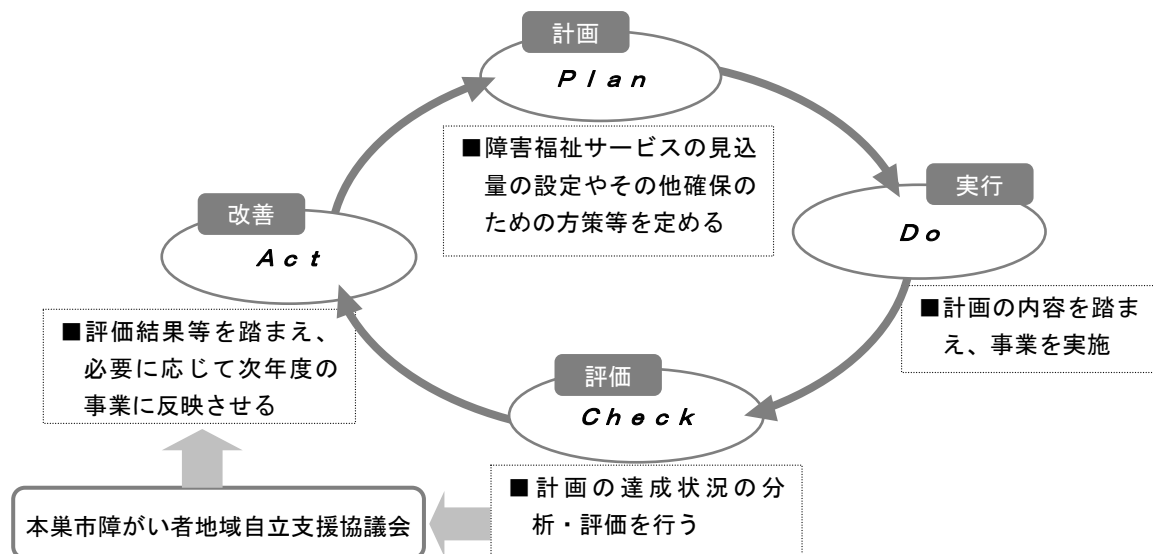
計画の推進にあたっては、国や県、本巢市障がい者地域自立支援協議会等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の点検及び評価

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画におけるP D C Aサイクルによる評価と見直しを行います。

目標として掲げた指標については、1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

見直しの際には、本巢市障がい者地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を市ホームページ等で公表します。



**第7期本巢市障がい福祉計画・
第3期本巢市障がい児福祉計画**

発行日 令和6（2024）年3月

編集 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 障がい福祉係

住所 〒501-0494

本巢市下真桑 1000 番地

T E L 058－323－7752

F A X 058－323－1144